

構造計算適合性判定(任意)の手続き

H25.12.2 (改訂)
一般財団法人大阪建築防災センター

区分	申請先	任意判定の依頼	任意判定の実施	判定結果の通知	任意判定手数料	業務契約の方法
① 建築物の耐震改修の促進に関する法律、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律等の認定申請において、併せて建築基準法第6条第1項の確認(「みなし確認」)を行う場合(※)	・認定申請所管行政庁 (所管行政庁は、建築主事に、みなし確認の審査又は同意を求める。)	・所管行政庁の建築主事又は建築主等の依頼者は、みなし確認の審査又は同意受付後、構造計算適合性判定(任意)依頼書にみなし確認用図書を添えて、判定機関に任意判定を依頼する。	・構造計算適合性判定(任意)業務規程による。 ・判定機関は「法定判定」に準じて審査(任意判定)する。	・建築主事又は依頼者に任意判定結果を通知する。	・依頼者が建築主事の場合は特定行政庁が、その他の場合は建築主等の依頼者(又は支払者)が、判定機関に任意判定手数料を支払う。	・原則として、判定機関が定めた任意判定に係る約款による。
② 仮設建築物の建築許可申請の場合 (建築基準法 第85条第5項)	・特定行政庁	・依頼者は、構造計算適合性判定(任意)依頼書に仮設建築物に係る建築許可申請用図書を添えて、判定機関に任意判定を依頼する。	同上	・依頼者に任意判定結果を通知する。 (建築主事等に写しを送付する。)	・建築主等の依頼者(又は支払者)は、任意判定受諾書及び請求書が届き次第、すみやかに判定機関に振込で任意判定手数料を支払う。	
③ 全体計画認定の場合 (建築基準法 第86条の8)		・依頼者は、構造計算適合性判定(任意)依頼書に全体計画認定申請用図書を添えて、判定機関に任意判定を依頼する。				
④ 国土交通省の技術的助言による場合 ⑤ その他の場合	・建築主事等	・依頼者は、構造計算適合性判定(任意)依頼書に確認申請図書(副本)その他の必要図書を添えて、判定機関に任意判定を依頼する。				

・「申請先」とは、任意判定の原因となる認定や建築確認等の申請先を指しています。

・「建築主事等」とは、建築主事又は指定確認検査機関を指しています。

・「構造計算適合性判定(任意)依頼書」には、建築主事等の副申(判定依頼が適当で、基本的な審査が終了していること、該当区分の確認、記名・押印)が必要です。

・判定審査用図書の必要部数は相談してください。

※:①は認定申請と併せて「みなし確認」の申し出がされた場合に限り。なお、認定申請と別に建築確認申請をされる場合は、任意判定ではなく、通常の法定判定となります。

※「みなし確認」とは、申請者が①の該当する法律に基づく認定申請に際し、当該法律に基づき併せて建築確認を求めた場合に、所管行政庁が建築主事への通知により建築確認に準じた審査又は同意を得て認定した場合に、建築確認済証の交付があったものとみなされることから、このように略称しています。